

ヒト受精胚を用いる研究に関する審査委員会の設置について

1. 設置の趣旨

「ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針」（以下「指針」という。）の運用に関し、厚生科学審議会科学技術部会に「ヒト受精胚を用いる研究に関する審査委員会の設置について」（以下「委員会」という。）を設置する。

2. 検討事項

- (1) ヒト受精胚へのゲノム編集技術等を用いる遺伝性・先天性疾患研究についての審査・報告
ヒト受精胚へのゲノム編集技術等を用いる遺伝性・先天性疾患研究の実施又は計画の実施に当たり、研究計画の策定又は研究計画の変更についてヒト受精胚の尊重その他倫理的観点から、研究計画の指針への適合性について審査を行うこと。
- (2) その他

3. 委員構成

- (1) 医学研究者（遺伝性・先天性疾患研究等）、医療関係者、法学・倫理専門家等から構成する。
- (2) 委員及び委員長は、厚生科学審議会科学技術部会運営細則第2条及び第3条に基づき、科学技術部会長が指名する。
- (3) 委員会は、委員長が必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。

4. その他

- (1) 委員会の庶務は、厚生労働省健康局難病対策課において処理する。
- (2) この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が厚生労働省健康局長と協議の上、これを定めるものとする。